



平成28年2月10日

各 位

会 社 名 東亜石油株式会社
代表者名 代表取締役社長 玉井 裕人
(コード番号 5008 東証第二部)
問合せ先 経営企画担当取締役 白木 郁
(TEL 044-280-0600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月28日開催予定の第143回定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとし、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第28条として新設するものであります。なお、第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3)上記の変更に伴う所要の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月28日
定款の効力発生日	平成28年3月28日

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p>	<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p>
<p>(1) 取締役会</p>	<p>(1) 取締役会</p>
<p>(2) <u>監査役</u></p>	<p>(2) <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>(3) 監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第 5 条～第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条～第 15 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(定数)</p>	<p>(定数)</p>
<p>第 16 条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p>	<p>第 16 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>8</u>名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任)</p>
<p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第 17 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p>
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第 18 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 18 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、予選後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p>
<p>第20条～第21条（条文省略）</p>	<p>第20条～第21条（現行どおり）</p>
<p>(招集通知)</p> <p>第22条 取締役会招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずしてこれを開くことができる。</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第22条 取締役会招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ずしてこれを開くことができる。</p>
<p>第23条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条（現行どおり）</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 取締役会は、第20条の定めにかかわらず、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 第 23 条の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(定数)</p> <p>第 27 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役補欠者 (以下補欠者という。) を選任することができる。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>3 監査役および補欠者の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>4 補欠者の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、特に法令または定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する重要な事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	(削除)
<p><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずしてこれを開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(決議)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会議事録)</u> <u>第 35 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(招集通知)</u> <u>第 29 条 監査等委員会招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ずしてこれを開くことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 31 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 第143回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>